

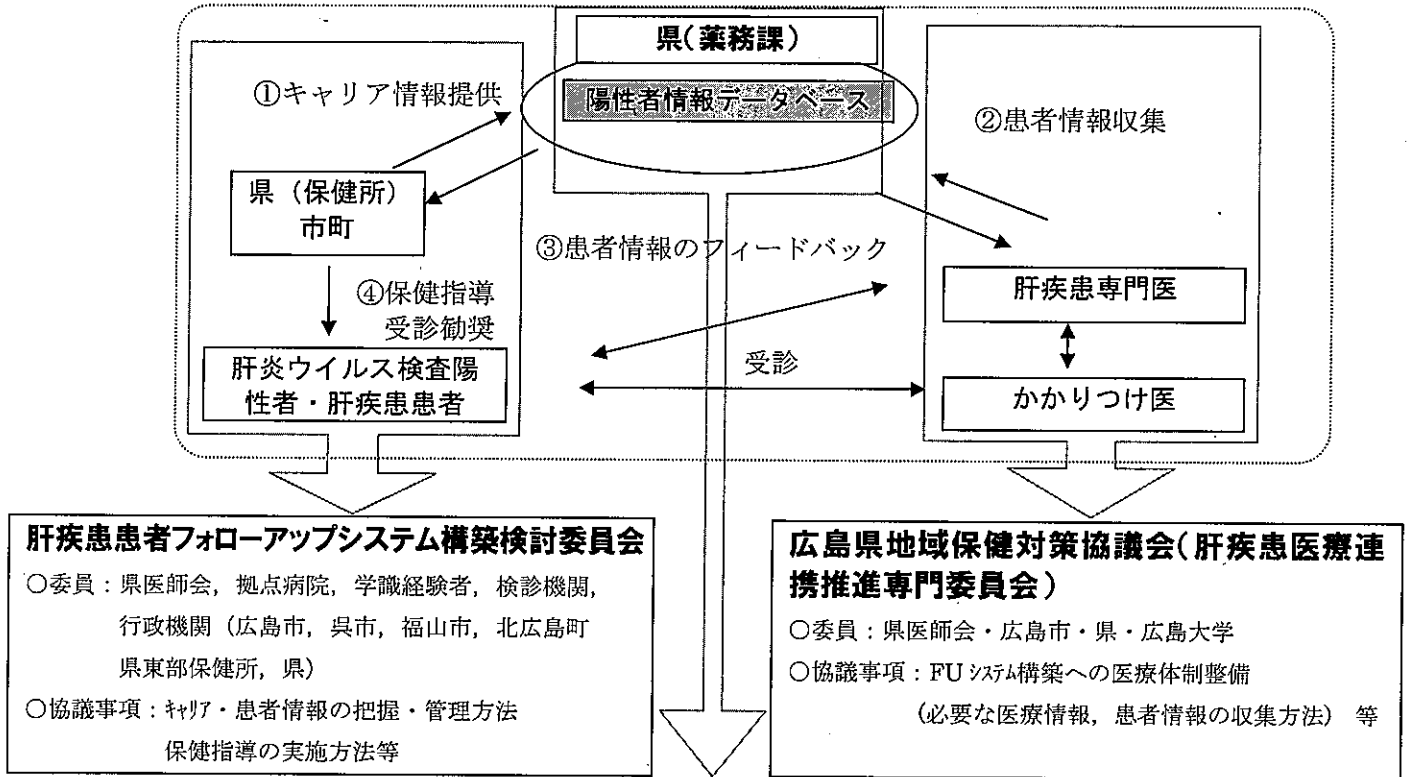
広島県肝疾患患者フォローアップシステムの構築について

H25. 3. 6 広島県健康福祉局業務課

1 趣旨

広島県における肝炎ウイルスの感染状況，陽性者の受診動向，長期経過を把握し，保健指導・診療に役立てる等肝がんによる死亡者減少に向け，行政・医療機関・県民等関係者が参加するフォローアップシステムを構築する。

2 概要図



県業務課の業務

- ◆ システム構築【H24】
- ◆ システム運用（①システム登録，②キャリア・患者・医療機関・県保健所〔支所〕・市町支援等）【H25～】

3 スケジュール

項目	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
検討委員会	第1回(6/1) ・構築の位置づけ ・FUシステム(素案)	第2回(9/19) ・第1回地対協検討結果 ・実施要領(案)	第3回(12/10) ・実施要領(修正案)	
地対協		第1回(7/4) ・必要な医療情報 ・患者情報の収集方法		第2回(2/6【予定】) ・FUシステムについて
県			市町説明会(12/21)	医療機関説明会(2～3月) 実施要領制定(3月)

データベース構築作業

【参考】

年度	H24	H25	H26	H27～
実施内容	【準備・試行期間】 ・FUシステム構築	【本格稼働】 ・システム運用		

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領（案）

### 【項目（本文）】

- 第1 目的
- 第2 実施主体
- 第3 事業の内容
- 第4 対象者
- 第5 登録の内容
- 第6 登録の手順
  - 1 肝炎ウイルス検査実施機関が県委託医療機関の場合
    - (1) 新規登録
      - ア 平成24年度までに実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合
      - イ 平成25年度以降に実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合
    - (2) 既登録者情報の更新登録
      - ア 受診調査票の送付
      - イ 受診調査票への記入
  - 2 肝炎ウイルス検査実施機関が県保健所（支所）の場合  
（前項と同様の対応）
  - 3 肝炎ウイルス検査実施機関が市町又は市町委託医療機関の場合  
（前項と同様の対応）
  - 4 フォローアップシステムへの登録
  - 5 登録データ（電子媒体）の送付
    - (1) 県保健所（支所）及び市町への送付
    - (2) 専門医療機関への送付
- 第7 登録内容の変更、辞退等
  - 1 登録内容の変更
  - 2 登録辞退等
- 第8 保健指導の実施
  - 1 保健指導実施機関
  - 2 実施の内容
- 第9 キャリア、医療機関及び県保健所（支所）・市町への支援等
  - 1 キャリアへの支援
  - 2 医療機関への支援
  - 3 県保健所（支所）・市町への支援
  - 4 行政施策への活用
- 第10 関係書類及び登録データの保存
- 第11 個人情報保護
- 第12 その他

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業実施要領（案）

### 第1 目的

肝炎ウイルス検査の結果，診療が必要とされたB型及びC型肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）が医療機関を受診していない，また，たとえ医療機関を受診していても，適切な肝炎医療が提供されていない等の問題点が指摘されており，キャリアを「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」における専門医療機関へ繋げる必要がある。

このため，行政，医療機関及び県民等関係者が参加する「広島県肝疾患患者フォローアップシステム（以下『フォローアップシステム』という。）」を構築することにより，県における肝炎ウイルスの感染状況，キャリアの受診動向，長期経過を把握し，キャリアを適切な肝炎医療に繋げ，肝がんによる死亡者を減少させることを目的とする。

### 第2 実施主体

広島県

### 第3 事業の内容

別紙に沿って，次の事業を実施する。

ア フォローアップシステムへのキャリア情報の登録

イ フォローアップシステムへの登録に同意したキャリア，市町，医療機関等への支援

ウ 県民へのフォローアップシステムに関する普及啓発及び登録分析結果の提供

### 第4 対象者

県内に居住する者で，県又は市町が実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアのうち，別記様式第1-2号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（以下『登録同意書』という。）」により，フォローアップシステムへの登録に同意した者

### 第5 登録の内容

県は，次の内容をフォローアップシステムへ登録する。

ア 別記様式第2-1号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（以下『受診調査票〔新規登録用〕』という。）」及び別記様式第2-2号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（以下『受診調査票〔更新登録用〕』という。）」の記載内容

イ 保健指導の内容

### 第6 登録の手順

#### 1 肝炎ウイルス検査実施機関が県委託医療機関の場合

##### (1) 新規登録

ア 平成24年度までに実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

(ア) 登録同意書及び受診調査票の送付

県は，肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアのうち，フォローアップシステムへの登録希望者に対し，次の書類を送付し，かかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。

a 別記様式第1-1号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書（以下『説明書』という。）」

b 別記様式第1-2号「登録同意書」

- c 別記様式第2-1号「受診調査票（新規登録用）」
- d 別記様式第2-3号及び第2-4号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）への記入について」

(イ) 受診調査票への記入

a かかりつけ医

かかりつけ医は、キャリアが持参した別記様式第1-2号「登録同意書」によりフォローアップシステムへ登録に同意したことを確認の上、別記様式第2-1号「受診調査票（新規登録用）」中「<かかりつけ医記入欄>」に記入の上、両様式をキャリアへ返却するとともに、当該キャリアを専門医療機関に紹介する。

b 専門医療機関

専門医療機関は、キャリアが持参した別記様式第1-2号「登録同意書」によりフォローアップシステムへ登録に同意したことを確認の上、別記様式第2-1号「受診調査票（新規登録用）」中「<専門医記入欄>」に記入の上、両様式をキャリアへ返却するとともに、かかりつけ医及び県へ送付する。

c かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合

かかりつけ医（専門医療機関）は、キャリアが持参した別記様式第1-2号「登録同意書」によりフォローアップシステムへ登録に同意したことを確認の上、別記様式第2-1号「受診調査票（新規登録用）」中「<かかりつけ医記入欄>及び<専門医記入欄>」に記入の上、両様式をキャリアへ返却するとともに、県へ送付する。

イ 平成25年度以降に実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

(ア) 肝炎ウイルス検査時の登録同意取得

広島県肝炎ウイルス検査事業実施要領（平成20年4月1日施行）に基づき県と委託契約を締結した医療機関等（以下「県委託医療機関」という。）は、肝炎ウイルス検査を実施する際に、予め受検者に対し、別記様式第1-1号「説明書」により説明の上、別記様式第1-2号「登録同意書」によりフォローアップシステムへの登録の同意を得て回収し、県へ送付する。

(イ) 登録同意書及び受診調査票の送付

a 県は、(ア)の同意者がキャリアとして発見された場合は、県保健所（支所）又は当該者が居住する市町に対し、回収済の別記様式第1-2号「登録同意書（県提出用を除く。）」に、ア（ア）a並びにcからdに定める書類を送付し、当該者へかかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行うよう依頼する。

b 県保健所（支所）又は市町は、キャリアとして発見された同意者に対し、県から送付されたaに定める書類を送付又は手交し、かかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。

(ウ) 受診調査票への記入

ア（イ）の規定を準用する。この場合において、同項中、「登録同意書」とあるのは、「登録同意書（県提出用を除く。）」と読み替える。

(2) 既登録者情報の更新登録

ア 受診調査票の送付

県は、既登録者に対し、毎年1回、次の書類を送付し、かかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行うこととする。

a 別記様式第2-2号「受診調査票（更新登録用）」

b 別記様式第2-5号及び第2-6号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）への記入について」

イ 受診調査票への記入

(ア) かかりつけ医

かかりつけ医は、既登録者が持参した別記様式第2-2号「受診調査票(更新登録用)」中「<かかりつけ医記入欄>」に記入の上、当該様式を既登録者へ返却するとともに、当該既登録者を専門医療機関に紹介する。

(イ) 専門医療機関

専門医療機関は、既登録者が持参した別記様式第2-2号「受診調査票(更新登録用)」中「<専門医記入欄>」に記入の上、当該様式を既登録者へ返却するとともに、かかりつけ医及び県へ送付する。

(ウ) かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合

かかりつけ医(専門医療機関)は、既登録者が持参した別記様式第2-2号「受診調査票(更新登録用)」中「<かかりつけ医記入欄>及び<専門医記入欄>」に記入の上、当該様式を既登録者へ返却するとともに、県へ送付する。

## 2 肝炎ウイルス検査実施機関が県保健所(支所)の場合

### (1) 新規登録

ア 平成24年度までに実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

1 (1) アの規定を準用する。この場合において、1 (1) ア(ア)中、「県」とあるのは、「県保健所(支所)」と、「送付」とあるのは、「送付又は手交」と読み替える。

イ 平成25年度以降に実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

(ア) 肝炎ウイルス検査時の登録同意取得

1 (1) イ(ア)の規定を準用する。この場合において、同項中、「県委託医療機関」とあるのは、「県保健所(支所)」と読み替える。

(イ) 登録同意書及び受診調査票の送付

県保健所(支所)は、(ア)の同意者がキャリアとして発見された場合は、1 (1) イ(イ) a に定める書類を送付し、当該者へかかりつけ医及び専門医療機関への受診勧奨を行う。

(ウ) 受診調査票への記入

1 (1) ア(イ)の規定を準用する。この場合において、同項中、「登録同意書」とあるのは、「登録同意書(県提出用を除く。)」と読み替える。

### (2) 既登録者情報の更新登録

1 (2)の規定を準用する。

## 3 肝炎ウイルス検査実施機関が市町又は市町委託医療機関の場合

### (1) 新規登録

ア 平成24年度までに実施した肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

1 (1) アの規定を準用する。この場合において、1 (1) ア(ア)中、「県」とあるのは、「市町」と、「送付」とあるのは、「送付又は手交」と読み替える。

イ 平成25年度以降に実施する肝炎ウイルス検査で発見されたキャリアの場合

(ア) 肝炎ウイルス検査時の登録同意取得

1 (1) イ(ア)の規定を準用する。この場合において、同項中、「県委託医療機関」とあるのは、「市町又は市町委託医療機関」と読み替える。

(イ) 登録同意書及び受診調査票の送付

2 (1) イ(イ)の規定を準用する。この場合において、同項中、「県保健所(支所)」とあるのは、「市町」と読み替える。

(ウ) 受診調査票への記入

1 (1) ア(イ)の規定を準用する。この場合において、同項中、「登録同意書」とあるのは、「登録同意書(県提出用を除く。)」と読み替える。

(2) 既登録者情報の更新登録

1 (2) の規定を準用する。

4 フォローアップシステムへの登録

県は、県委託医療機関又は県保健所（支所）が実施した肝炎ウイルス検査結果、広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づく肝炎治療医療費助成制度の利用の有無、専門医療機関から送付された別記様式第 1 号「登録同意書」、別記様式第 2-1 号「受診調査票（新規登録用）」及び別記様式第 2-2 号「受診調査票（更新登録用）」に基づき、キャリアの情報をフォローアップシステムへ登録する。

5 登録データ（電子媒体）の送付

(1) 県保健所（支所）及び市町への送付

県は、フォローアップシステムへ登録したキャリアの情報を、次のとおりネットワーク以外の方法による電子媒体で送付する。

検査実施機関	送付先
県委託医療機関 県保健所（支所）	キャリアが居住する市町 キャリアが居住する市町を管轄する県保健所（支所）
市町 市町委託医療機関	キャリアが居住する市町

(2) 専門医療機関への送付

県は、専門医療機関から送付依頼があった場合、(1) の情報のうち、当該専門医療機関分の情報をネットワーク以外の方法による電子媒体で送付する。

第 7 登録内容の変更、辞退等

1 登録内容の変更

フォローアップシステムへ登録されたキャリアは、氏名及び住所等の変更があったときは、別記様式第 3 号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書」を県へ提出するものとする。

2 登録辞退等

(1) 登録辞退

フォローアップシステムへ登録されたキャリアはいつでも登録を辞退することができ、登録の辞退を希望するときは、別記様式第 4 号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書（以下『登録辞退届出書』という。）」を県へ提出するものとする。

(2) 登録データの削除

県は、(1) の別記様式第 4 号「登録辞退届出書」を受理したときは、直ちにフォローアップシステムへ登録されている当該キャリアの情報を削除することとする。

第 8 保健指導の実施

1 保健指導実施機関

保健指導実施機関は、次のとおりフォローアップシステムへ登録したキャリア対して、保健指導を行う。

検査実施機関	保健指導実施機関
県委託医療機関 県保健所（支所）	キャリアが居住する市町又は当該居住地を管轄する県保健所（支所）
市町 市町委託医療機関	キャリアが居住する市町

## 2 実施の内容

保健指導実施機関は、フォローアップシステムへ登録したキャリアのうち、専門医療機関へ受診していない可能性のある者に対して、所属する医師、保健師等の専門職により、専門医療機関への受診勧奨及び保健指導を行い、その内容を別記様式第5-1号又は第5-2号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書」により県へ報告する。

### 第9 キャリア、医療機関及び県保健所（支所）・市町への支援等

#### 1 キャリアへの支援

県は、別記様式第1-2号「登録同意書」、別記様式第2-1号「受診調査票（新規登録用）」及び別記様式第2-2号「受診調査票（更新登録用）」が提出され、フォローアップシステムへ登録されたキャリアに対し、次のとおり支援を行うこととする。

- (ア) 最新の治療情報、講演会の開催その他肝炎治療に関する情報の提供
- (イ) 毎年1回専門医療機関への受診勧奨の通知
- (ウ) 希望者に対する保健師等による保健指導

#### 2 医療機関への支援

県は、キャリアへ適切な肝炎医療が提供できるよう、フォローアップシステムへ登録されたデータの集計・分析結果を専門医療機関へ提供することとする。

#### 3 県保健所（支所）・市町への支援

県は、保健指導活動に資するよう、キャリアが居住する市町及び当該市町を管轄する県保健所（支所）に対し、キャリアの受療状況や予後情報を提供することとする。

#### 4 行政施策への活用

県は、フォローアップシステムへ登録されたデータに基づき、肝炎ウイルスの感染状況及び長期経過の把握等を行い、行政施策への反映等に活用することとする。

### 第10 関係書類及び登録データの保存

フォローアップシステムへ登録されるキャリアの関係書類及び登録データは、県、医療機関、県保健所（支所）及び市町において適切に保存することとする。

### 第11 個人情報の保護

この事業の実施に当たり、個人情報保護関係法令を遵守するものとする。

### 第12 その他

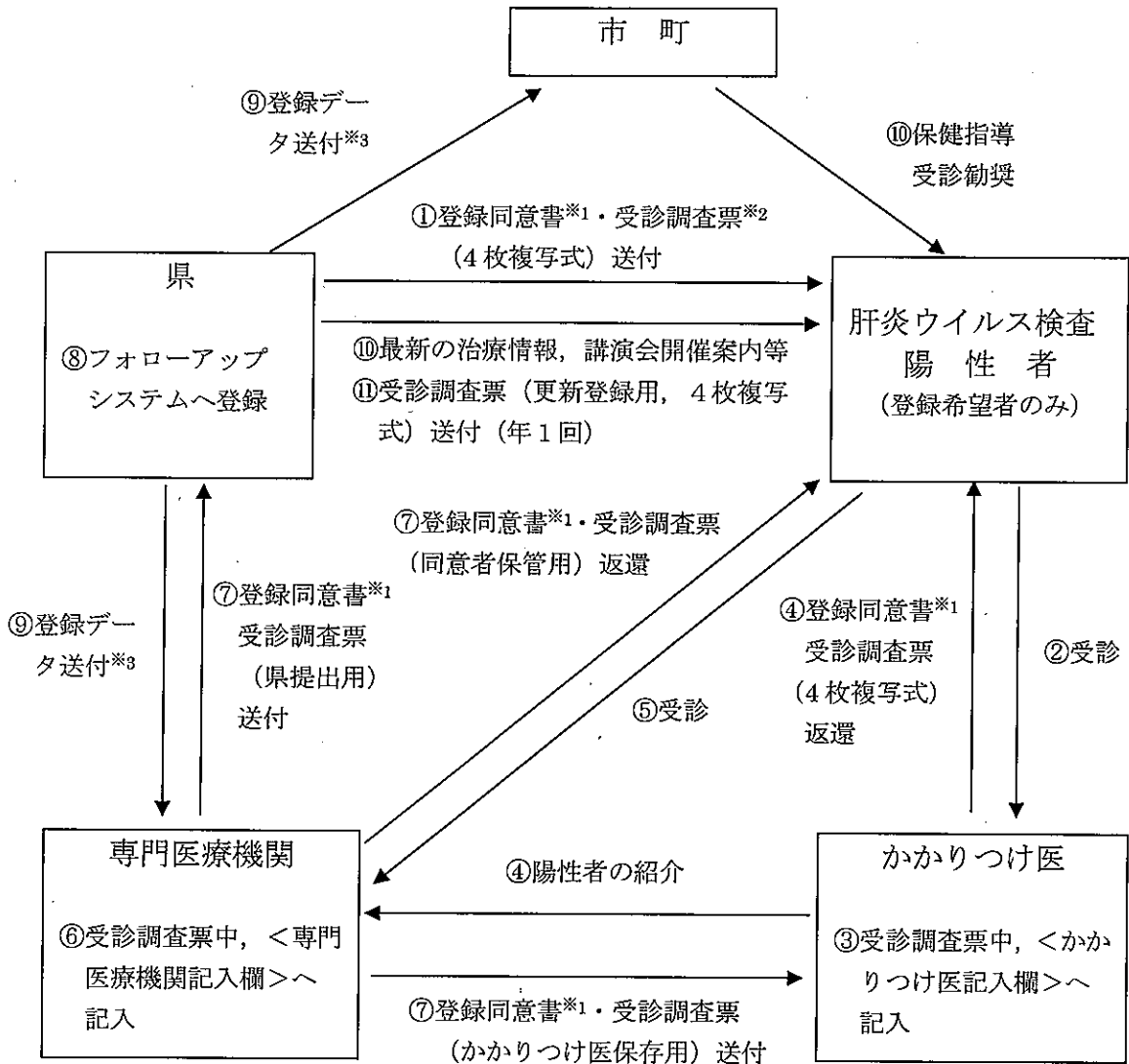
この要領に定めのない事項については、県、市町及び医療機関等が協議し、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

広島県肝疾患患者フォローアップシステム受診フロー図

- 1 肝炎ウイルス検査実施機関が県委託医療機関又は県保健所（支所）の場合  
 (1) 平成 24 年度までに実施した検査で発見された陽性者の場合  
 ア かかりつけ医と専門医療機関が別の場合



※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

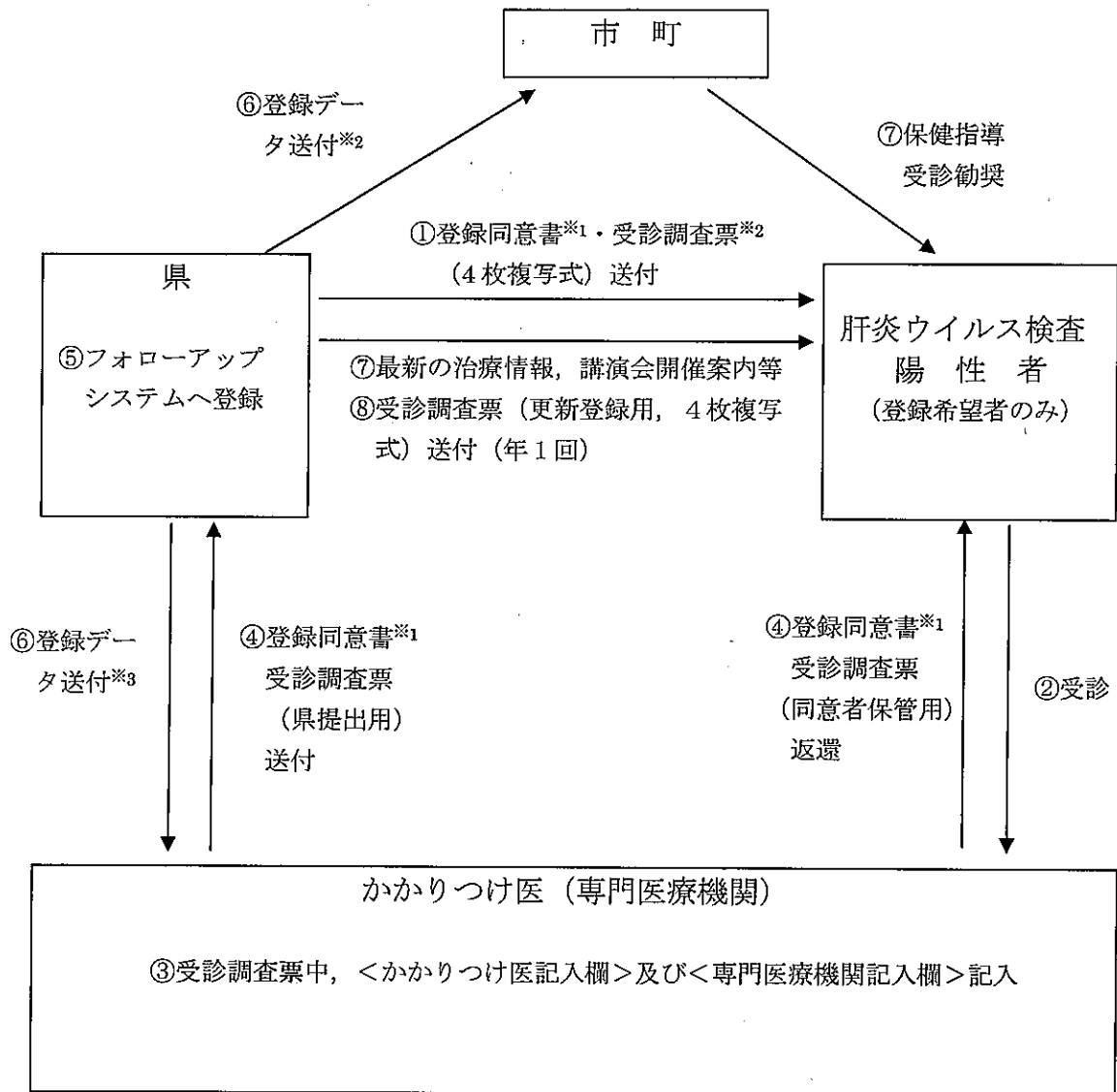
※1・2 「①登録同意書・受診調査票(4枚複写式)」は、県(県保健所〔支所〕検査実施分は県保健所〔支所〕)が登録希望者へ直接送付

※3 「⑨登録データ送付(市町宛)」は県保健所(支所)を経由して該当市町へ送付

なお、「⑨登録データ送付(専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付



イ かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合



※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

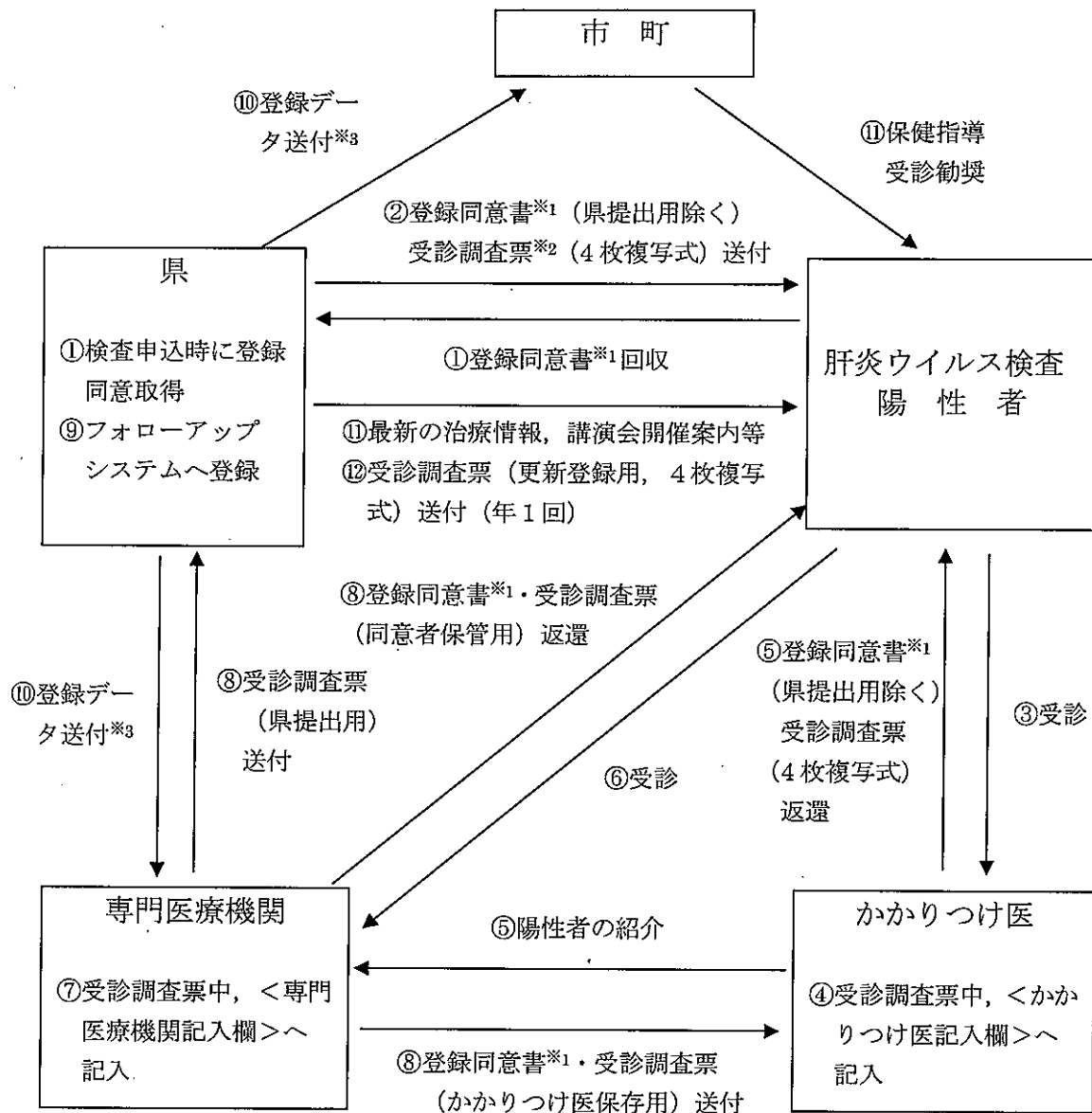
※1・2 「①登録同意書・受診調査票(4枚複写式)」は、県(県保健所〔支所〕)検査実施分は県保健所〔支所〕が登録希望者へ直接送付

※3 「⑥登録データ送付(市町宛)」は県保健所(支所)を経由して該当市町へ送付

なお、「⑥登録データ送付(専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

(2) 平成 25 年度以降に実施する検査で新たに発見された陽性者の場合

ア かかりつけ医と専門医療機関が別の場合



※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※1・2 ①登録同意書・受診調査票送付

ア 県委託医療機関実施分

⇒ 広島県肝炎ウイルス検査事業実施要領(平成20年4月1日施行)の「7保健指導の実施」と併せて、県が県保健所(支所)・市町を經由して対象者へ送付

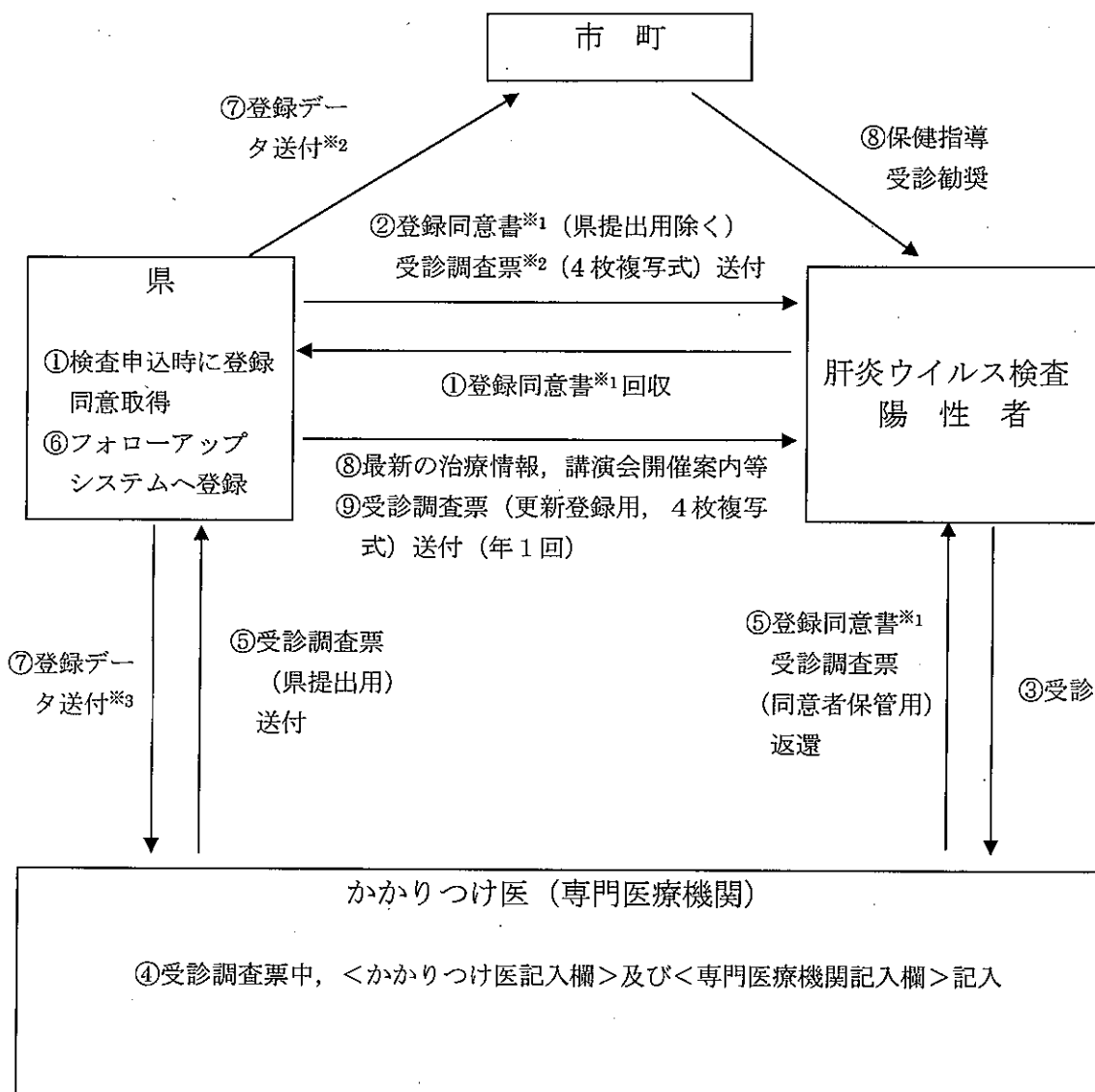
イ 県保健所(支所)実施分

⇒ 保健所等で行う肝炎ウイルス検査及び相談事業実施要領(平成18年10月1日施行)の「第5肝炎ウイルス検査結果の通知」と併せて、県保健所(支所)が対象者へ手交

※3 「⑩登録データ送付(市町宛)」は県保健所(支所)を經由して該当市町へ送付

なお、「⑩登録データ送付(専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

イ かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合



※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※1・2 ①登録同意書・受診調査票 (4枚複写式) 送付

ア 県委託医療機関実施分

⇒ 広島県肝炎ウイルス検査事業実施要領 (平成 20 年 4 月 1 日施行) の「7 保健指導の実施」と併せて, 県が県保健所 (支所)・市町を經由して対象者へ送付

イ 県保健所 (支所) 実施分

⇒ 保健所等で行う肝炎ウイルス検査及び相談事業実施要領 (平成 18 年 10 月 1 日施行) の「第 5 肝炎ウイルス検査結果の通知」と併せて, 県保健所 (支所) が対象者へ直接手交

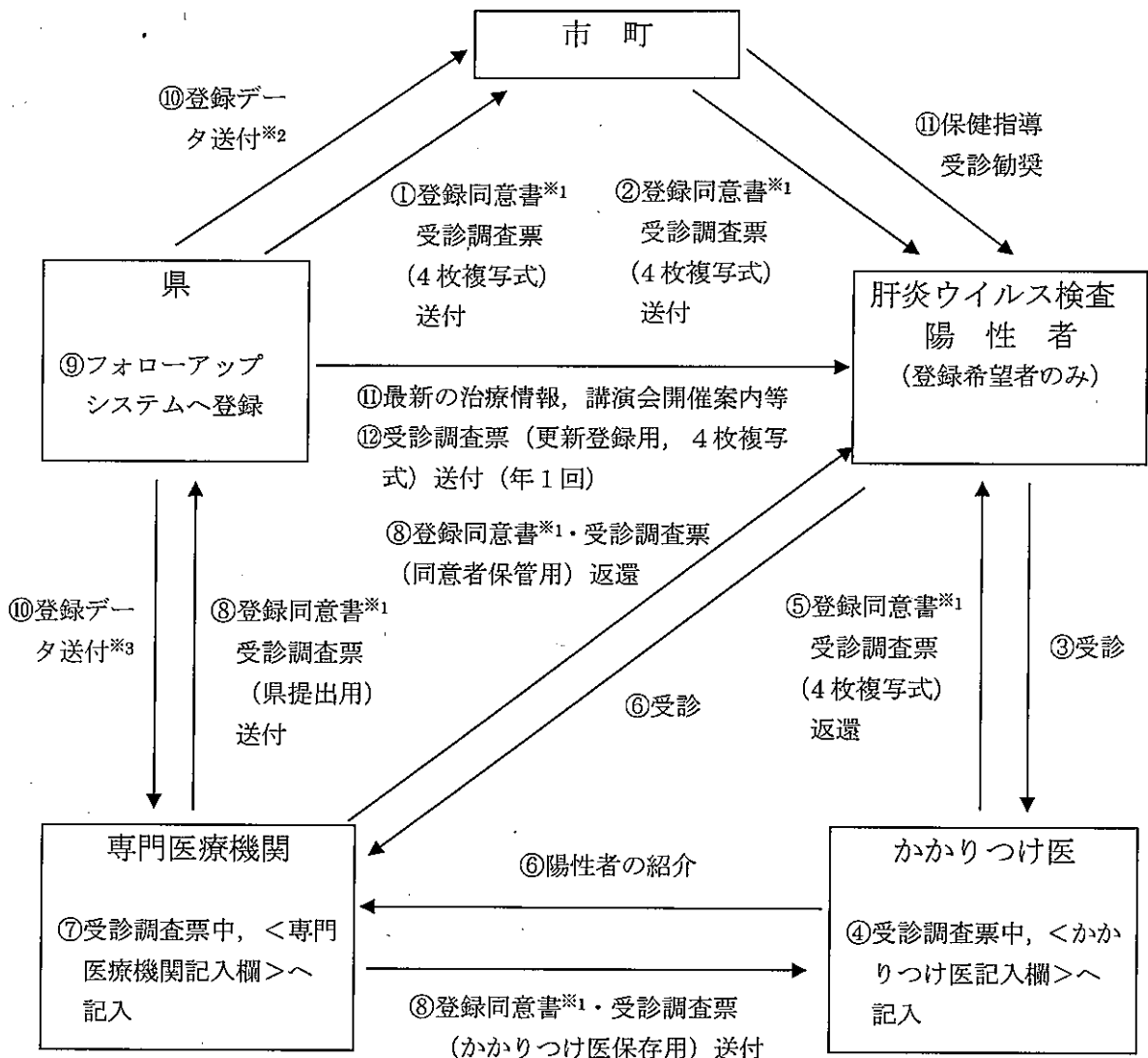
※3 「⑦登録データ送付 (市町宛)」は県保健所 (支所) を經由して該当市町へ送付

なお, 「⑦登録データ送付 (専門医療機関宛)」は, 専門医療機関から希望があった場合のみ送付

2 肝炎ウイルス検査実施機関が市町又は市町委託医療機関の場合

(1) 平成24年度までに実施した検査で発見された陽性者の場合

ア かかりつけ医と専門医療機関が別の場合

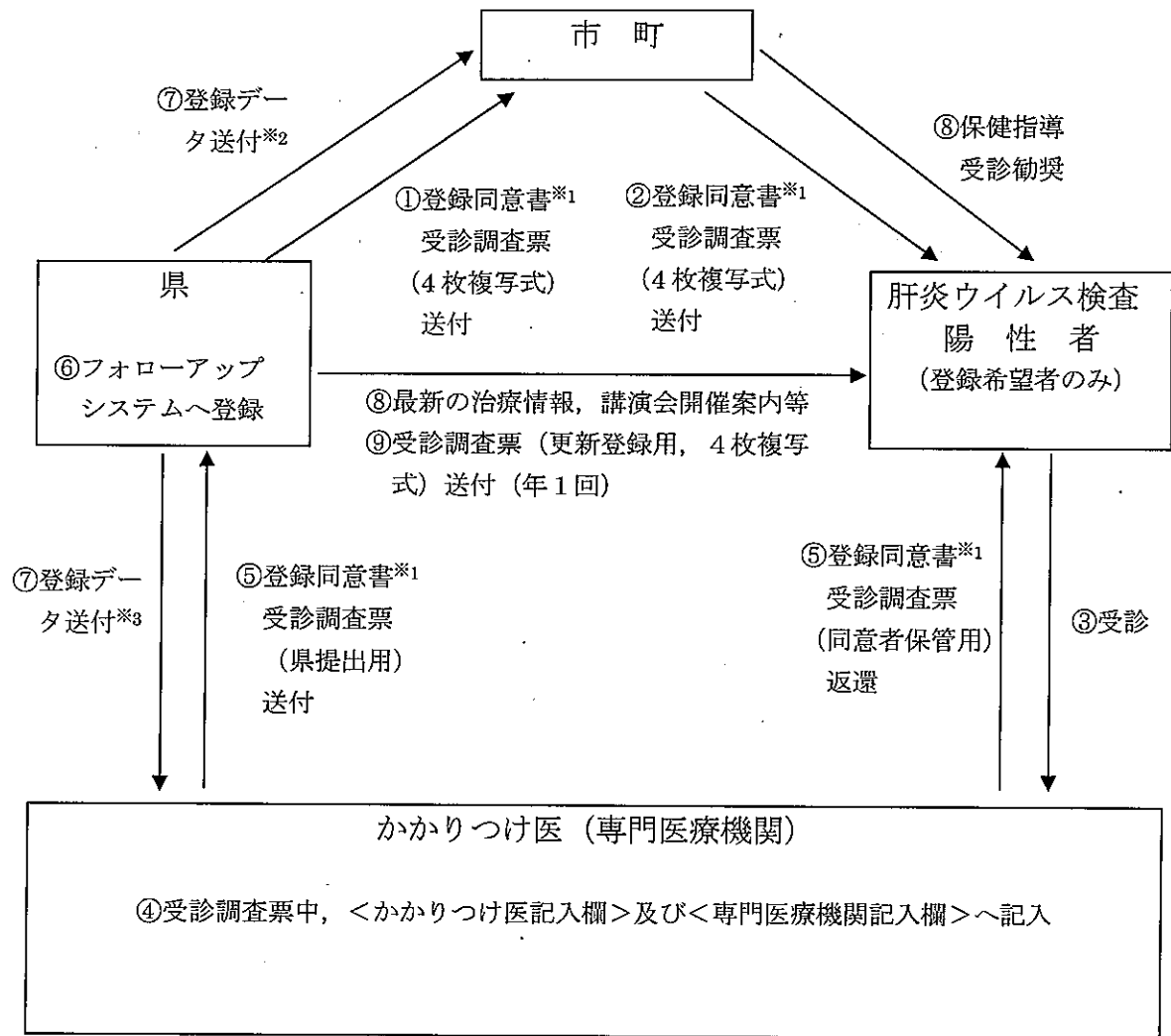


※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※2 「⑩登録データ送付(市町宛)」は県から該当市町へ直接送付

なお、「⑩登録データ送付(専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

イ かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合

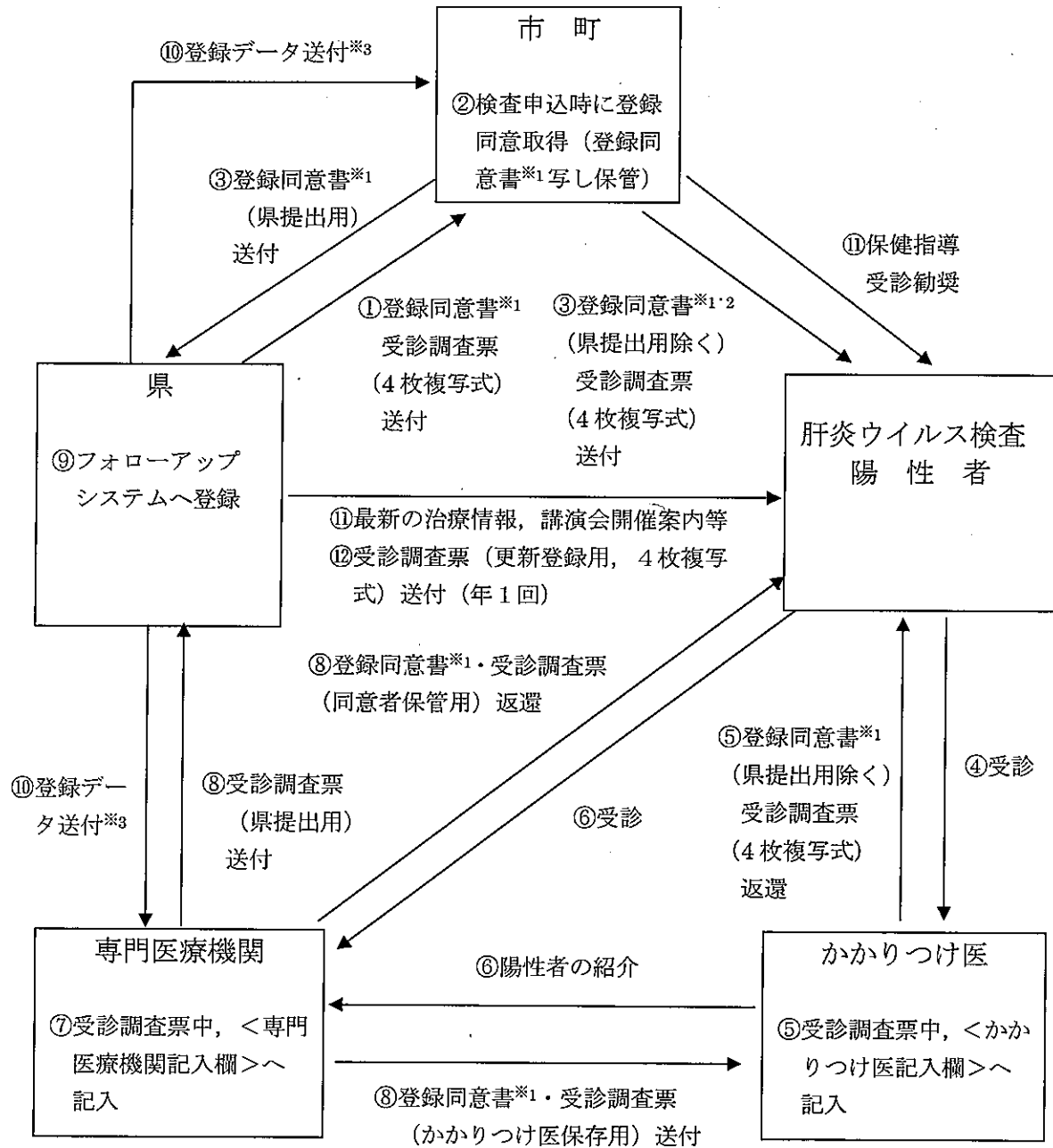


※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※2 「⑦登録データ送付 (市町宛)」は県から該当市町へ直接送付

なお、「⑦登録データ送付 (専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

(2) 平成 25 年度以降に実施する検査で新たに発見された陽性者の場合  
 ア かかりつけ医と専門医療機関が別の場合



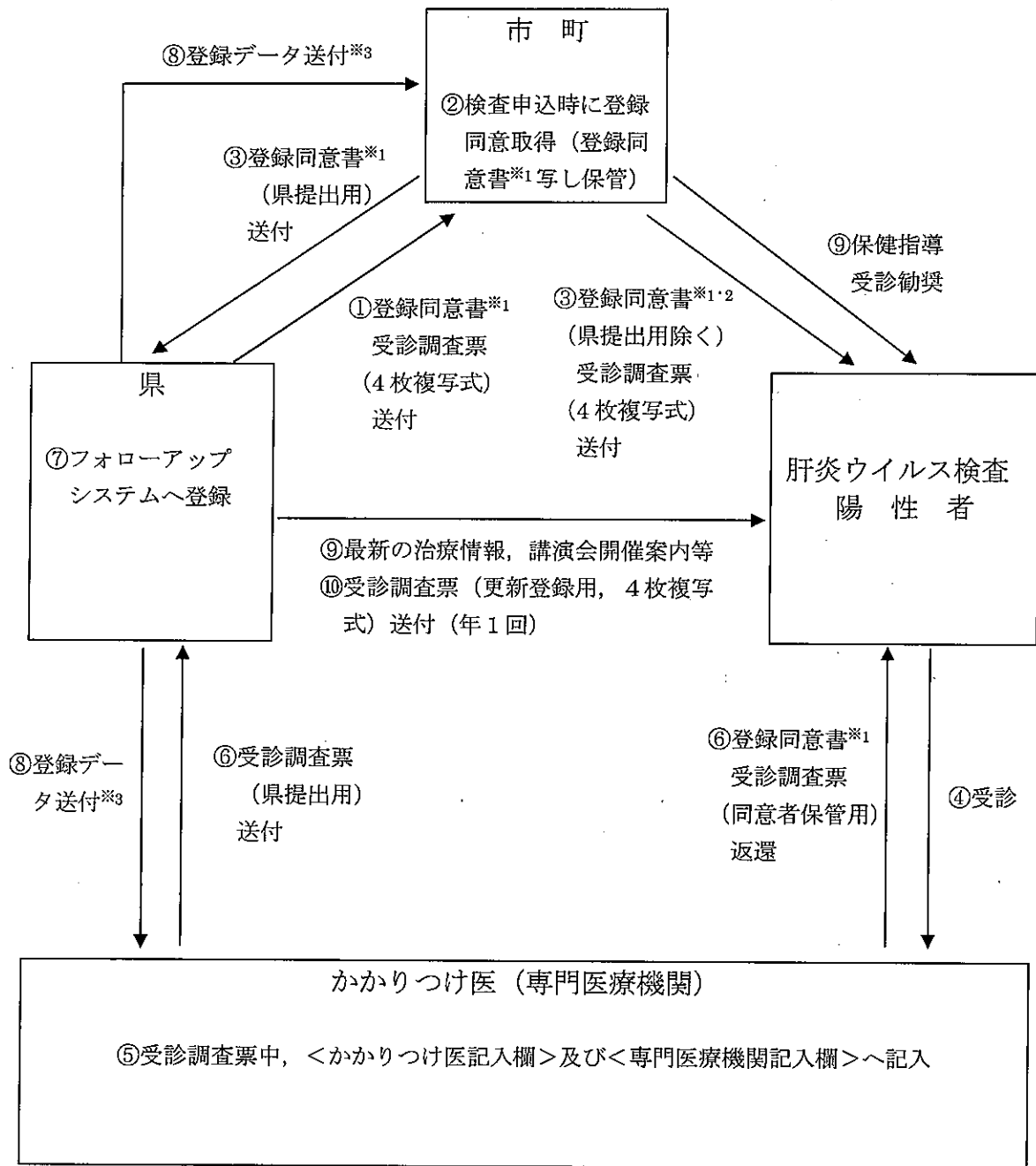
※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※2 「③登録同意書 (県提出用除く)」は受診調査票と併せて陽性者のみ送付

※3 「⑩登録データ送付 (市町宛)」は県から該当市町へ直接送付

なお、「⑩登録データ送付 (専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

イ かかりつけ医と専門医療機関が同一の場合



※1 「登録同意書」は新規登録時のみ

※2 「③登録同意書 (県提出用除く)」は受診調査票と併せて陽性者のみ送付

※3 「⑧登録データ送付 (市町宛)」は県から該当市町へ直接送付

なお、「⑧登録データ送付 (専門医療機関宛)」は、専門医療機関から希望があった場合のみ送付

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書

### 1 B型・C型肝炎について

「肝炎」とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、日本では、B型肝炎ウイルス（HBV）又はC型肝炎ウイルス（HCV）の感染に起因した肝炎患者が肝炎に罹患した方の多くを占めています。

広島県には、HBVキャリアが約39,000人、HCVキャリアが約29,000人（いずれも15歳～69歳）いると推定されています。

キャリアには自覚症状の無いことが多く、本人が気づかぬうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ悪化することが問題となっています。

日本の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVに起因することが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要です。

### 2 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標とし、HBVキャリア及びHCVキャリアの方を、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」が連携する「広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制」へ繋げることにより、適切な肝炎医療が提供されることを目的として、広島県が運営しています。

このシステムに登録された内容は、肝炎ウイルスの感染状況、キャリアの受診動向、長期経過の把握を行い、広島県における肝炎対策へ反映させるために活用します。

なお、このシステムへの登録に同意しないことにより、あなたが不利益な扱いを受けることはありません（様式第1-2号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書」を御提出いただくなくても、肝炎ウイルス検査は受検できます。）。また、肝炎ウイルス検査を受検して、HBV又はHCVに感染していない場合は、このフォローアップシステムへの登録はされません。

未登録でも、あなたがお住まいの市町又は県保健所（支所）の保健師等による相談・支援が受けられます。

### 3 システムへ登録の流れ

別記「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録フロー」を御覧ください。

### 4 システムへ登録することの利点

- (1) 「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」へ繋げることにより、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」と連携して、適切な肝炎医療を提供します。
- (2) 最新の治療情報や講演会の開催案内等のお知らせをします。



(3) 治療を支援するため、年1回、広島県から文書でお知らせします。

ア 適切な診療を受けているかどうか確認します。

イ 専門医において病状や治療方針を確認することをお勧めします。

## 5 個人情報の保護

あなたの個人情報は、適切な肝炎医療の受診勧奨を行うため、プライバシーの保護に十分配慮し、市町等関係行政機関及び受診された「かかりつけ医」・「専門医療機関」が共有しますが、この事業の目的以外に使用しません。

また、このシステムに登録された内容は、広島県情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格に管理します。

## 6 システム登録の内容に変更があった時は

このシステムへ登録後、氏名及び住所等の変更があったときは、様式第3号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書」を御提出していただければ、広島県で登録変更の手続きを行いますので、その際は広島県薬務課へ御連絡ください。

## 7 システム登録をやめたい時は

あなたは、このシステム登録へ同意後、いつでも自由に撤回することができます。

その場合、別記様式第4号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書」を御提出いただければ、広島県が直ちにあなたの情報をこのシステムから削除しますので、その際は広島県薬務課へ御連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)

F A X 082-211-3006

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

### 広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録フロー

登 録 同 意 *	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 肝炎ウイルス検査申込時（検査受検時まで）に、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書」へ署名し、受検機関（県委託検査実施医療機関、県保健所（支所）、市町又は市町委託検査実施医療機関）へ提出してください。</li><li>※ 平成24年度までに受検された肝炎ウイルス検査でキャリアと判定された方で登録を希望される方は、県薬務課、県保健所（支所）又は市町へ御連絡ください。</li></ul>
-----------	---

\* 新規登録時のみ



※ 検査でキャリアと判定されたら・・・・・・・・

受 診 勸 奨 かかりつけ医 専門医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県薬務課、県保健所（支所）又は市町から検査結果と併せて次の書類が送付・手交されますので、持参の上、かかりつけ医及び専門医療機関を受診してください。</li><li>ア 広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（4枚複写）*</li><li>イ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（4枚複写）</li><li>ウ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票への記入について</li></ul>
-----------------------------	---

\* 新規登録時のみ



か かり っ け 医 受 診	<ul style="list-style-type: none"><li>○ かかりつけ医が、「受診調査票」中、&lt;かかりつけ医記入欄&gt;に記入します。</li><li>○ 記入後、かかりつけ医から「登録同意書」及び「受診調査票」が返還されますので、「受診調査票への記入について（専門医療機関用）」と併せて持参の上、かかりつけ医が紹介する専門医療機関を受診してください。</li></ul>
----------------	--



専 門 医 療 機 関 受 診	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 専門医が、「受診調査票」中、&lt;専門医療機関記入欄&gt;に記入します。</li><li>○ 記入後、専門医療機関から「登録同意書」及び「受診調査票」が返還されるとともに、かかりつけ医及び県薬務課へ送付されます。</li></ul>
-----------------	--



シ ス テ ム 登 録	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県薬務課で、肝炎ウイルス検査結果、肝炎治療医療費助成制度の利用の有無、「登録同意書」及び「受診調査票」の記載内容をフォローアップシステムへ登録します。</li></ul>
-------------	---



※ フォローアップシステムへ登録されると・・・・・・・・

★ フォローアップシステムへ登録された方は、次の支援が受けられます。

- 患者さんの状態にあった適切な肝炎医療が受診できます。
- 最新の治療情報や講演会の開催案内等をお知らせします。
- 治療を支援するため、年1回、県薬務課から文書でお知らせをします。

## 広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書

広島県知事様

私は、別記様式第1-1号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム説明書」の交付を受け、このシステムの目的及び内容を理解しました。

私の受けた健診及び医療内容がデータとしてこのシステムへ登録されることに同意します。

同意者記入欄	
同意年月日	平成 年 月 日
住所	〒 ー
ふりがな	
氏名(自書)	(男・女)
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
電話番号	
代諾者記入欄 (※代諾者がいる場合のみ記入してください)	
代諾者住所	〒 ー
代諾者氏名 (自書)	(続柄)
電話番号	

- ※1 この登録同意書及び別記様式第2-1号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票(新規登録用)」を持参の上、かかりつけ医及び専門医療機関を受診してください。
- ※2 この登録同意書(同意者保管用)は、別記様式第2-1号「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票(新規登録用)(同意者保管用)」と併せて専門医療機関で受診後、返還されますので、大切に保管してください。
- ※3 記載された個人情報、適切な肝炎医療の受診勧奨を行うため、プライバシーの保護に十分配慮し、市町等関係行政機関及び受診された「かかりつけ医」・「専門医療機関」が共有しますが、この事業の目的以外に使用しません。

### 【お問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電話 082-513-3078 (ダイヤルイン) F A X 082-211-3006

広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票 (新規登録用)  
【兼 紹介状】

- 1 県提出用
- 2 かかりつけ医保存用
- 3 専門医療機関保存用
- 4 同意者保管用

【患者連絡先】〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_  
 ふりがな \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)  
 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳)  
 電話番号 \_\_\_\_\_

保 険 者 名 \_\_\_\_\_  
 被保険者氏名 \_\_\_\_\_  
 被保険者証・被保険者手帳等の  
 記号・番号 \_\_\_\_\_

<かかりつけ医記入欄> 【記載年月日：平成 年 月 日】

医療機関名 _____ 所在地 _____ 担当医師名 _____ 印	血液検査 (検査日：平成 年 月 日) AST ( _____ IU/1 ) ALT ( _____ IU/1 ) 血小板数 ( _____ ×10 <sup>4</sup> /μℓ)
---	---

<専門医記入欄> 【記載年月日：平成 年 月 日】

検査所見 (該当する方に○を記入してください。)	1 B型肝炎ウイルスマーカー HBs抗原 (+・-) (検査日：平成 年 月 日) HBe抗原 (+・-)，HBe抗体 (+・-) (検査日：平成 年 月 日) HBV-DNA 定量 ( _____ LogIU/mL ) (検査日：平成 年 月 日) 2 C型肝炎ウイルスマーカー (検査日：平成 年 月 日) HCV-RNA 定量 ( _____ LogIU/mL) ウイルス型 セログループ ( 1 ・ 2 ) 又は ジェノタイプ ( 1b ・ 2a ・ 2b ・ その他 ( _____ ) )			
診断結果 (該当する方又は欄に○を記入してください。)	初 診 時 (平成 年 月 日)	直 近 (平成 年 月 日)		
	無症候性キャリア	B型 ・ C型	B型 ・ C型	
	慢性肝炎	B型 ・ C型	B型 ・ C型	
	代償性肝硬変	B型 ・ C型	B型 ・ C型	
	非代償性肝硬変	B型 ・ C型	B型 ・ C型	
治療内容 (該当する治療方法等に○を記入してください。)	インターフェロン治療  (該当する番号及び製剤に○を記入してください。)	1 インターフェロン単独 (α製剤・β製剤・ペグ) 2 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 3 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤 4 テラプレビルを含む3剤併用療法 5 その他 [ _____ ]		
	治療 (予定) 期間	_____ 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)		
	核酸アナログ製剤治療  (該当する番号に○を記入してください。)	1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独 3 アデホビル単独 4 ラミブジン+アデホビル 5 その他 ( _____ )		
	治療開始日	平成 年 月 日		
	その他	治療方法 ( _____ )		
	治療開始日	平成 年 月 日		
経過観察				
治療上の問題点	※自由記入			
専門医療機関	医療機関名 _____ 所在地 _____ 担当医師名 _____ 印			

※ (県・市町記入) 検査事業名： \_\_\_\_\_

※ (県記入) ID番号： \_\_\_\_\_

- 1 県提出用
- 2 かかりつけ医保存用
- 3 専門医療機関保存用
- 4 同意者保管用

【患者連絡先】〒

住 所 \_\_\_\_\_ 保 険 者 名 \_\_\_\_\_  
 ふりがな \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女) 被保険者氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳) 被保険者証・被保険者手帳等の  
 電話番号 \_\_\_\_\_ 記号・番号 \_\_\_\_\_

<かかりつけ医記入欄> 【記載年月日：平成 年 月 日】

医療機関名 所在地 担当医師名	血液検査 (検査日：平成 年 月 日) AST ( _____ IU/l ) ALT ( _____ IU/l ) 血小板数 ( _____ ×10 <sup>4</sup> /μl )
-----------------------	--

<専門医記入欄> 【記載年月日：平成 年 月 日】

検査所見 (該当する方に○を記入してください。)	1 B型肝炎ウイルスマーカー HBs抗原 (+・-) (検査日：平成 年 月 日) HBe抗原 (+・-), HBe抗体 (+・-) (検査日：平成 年 月 日) HBV-DNA 定量 ( _____ LogIU/mL) (検査日：平成 年 月 日) 2 C型肝炎ウイルスマーカー (検査日：平成 年 月 日) HCV-RNA 定量 ( _____ LogIU/mL) ウイルス型 セログループ ( 1 ・ 2 ) 又は ジェノタイプ ( 1b ・ 2a ・ 2b ・ その他 [ _____ ] )
診断結果 (該当する方又は欄に○を記入してください。)	直 近 (平成 年 月 日) 無症候性キャリア B型 ・ C型 慢性肝炎 B型 ・ C型 代償性肝硬変 B型 ・ C型 非代償性肝硬変 B型 ・ C型 肝がん
治療内容 (該当する治療方法等に○を記入してください。)	インターフェロン治療 (該当する番号及び製剤に○を記入してください。) 1 インターフェロン単独 (α製剤・β製剤・ペグ) 2 ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 3 インターフェロンβ製剤+リバビリン製剤 4 テラプレビルを含む3剤併用療法 5 その他 [ _____ ] 治療 (予定) 期間 _____ 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月) 核酸アナログ製剤治療 (該当する番号に○を記入してください。) 1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独 3 アデホビル単独 4 ラミブジン+アデホビル 5 その他 ( _____ ) 治療開始日 _____ 平成 年 月 日 その他 治療方法 ( _____ ) 治療開始日 _____ 平成 年 月 日 経過観察
治療上の問題点	※自由記入
専門医療機関	医療機関名 所在地 担当医師名 印

※ (県記入) ID番号： \_\_\_\_\_

**かかりつけ医の皆様へ****広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）  
【兼 紹介状】への記入について****1 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて**

広島県には、B型肝炎ウイルス（HBV）キャリアが約39,000人、C型肝炎ウイルス（HCV）キャリアが約29,000人（いずれも15歳～69歳）いると推定され、キャリアには自覚症状の無いことが多く、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変やがんへ悪化することが問題となっています。

日本の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVに起因することが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要です。

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標とし、HBVキャリア及びHCVキャリアの方を、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」が連携する「広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制」へ繋げることにより、適切な肝炎医療が提供されることを目的として、広島県が運営しています。

**2 かかりつけ医の皆様へのお願い**

キャリアの方が、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（以下「登録同意書」という。）」及び「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）（以下「受診調査票〔新規登録用〕」という。）」を持って受診されましたら、次のとおり対応して下さるよう、御協力をお願いいたします。

ア 登録同意書によりキャリアの方が「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意されていることを確認の上、受診調査票（新規登録用）中<かかりつけ医記入欄>へ血液検査の結果を記入してください。

イ 受診調査票（新規登録用）へ記入されましたら、キャリアの方へ登録同意書と併せてお返しするとともに、肝疾患専門医療機関への受診を勧めてください。

※ 登録同意書及び受診調査票（新規登録用）は4枚複写になっています。

キャリアの方が肝疾患専門医療機関を受診されましたら、専門医療機関で次の手続きが行われます。

（ア）専門医が受診調査票（新規登録用）中<専門医記入欄>へ記入されます。

（イ）キャリアに対し、登録同意書・受診調査票（同意者保管用）が返還されます。

（ウ）かかりつけ医に対し、登録同意書・受診調査票（かかりつけ医保存用）が送付されます。

（エ）広島県へ登録同意書・受診調査票（県提出用）が送付されます。

ウ 専門医療機関から登録同意書・受診調査票（かかりつけ医保存用）が送付されましたら、貴院にて適切に保管してください。

**【お問い合わせ先】**

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電話 082-513-3078（ダイヤルイン）

F A X 082-211-3006

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

**肝疾患専門医の皆様へ****広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）  
【兼 紹介状】への記入について****1 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて**

広島県には、B型肝炎ウイルス（HBV）キャリアが約39,000人、C型肝炎ウイルス（HCV）キャリアが約29,000人（いずれも15歳～69歳）いると推定され、キャリアには自覚症状の無いことが多く、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変やがんへ悪化することが問題となっています。

日本の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVに起因することが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要です。

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標とし、HBVキャリア及びHCVキャリアの方を、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」が連携する「広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制」へ繋げることにより、適切な肝炎医療が提供されることを目的として、広島県が運営しています。

**2 肝臓専門医の皆様へのお願い**

キャリアの方が、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（以下「登録同意書」という。）」及び「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）（以下「受診調査票〔新規登録用〕」という。）」を持って受診されましたら、次のとおり対応してくださるよう、御協力をお願いいたします。

ア 登録同意書によりキャリアの方が「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意されていることを確認の上、受診調査票（新規登録用）中<専門医記入欄>へ検査所見・診断結果・治療内容等を記入してください。

イ 登録同意書及び受診調査票（新規登録用）は4枚複写になっています。受診調査票（新規登録用）へ記入されましたら、次の手続を行ってください。

（ア）キャリアに対し、登録同意書・受診調査票（同意者保管用）を返還してください。

（イ）かかりつけ医に対し、登録同意書・受診調査票（かかりつけ医保存用）を送付してください。

（ウ）広島県へ登録同意書・受診調査票（県提出用）を送付してください。

（エ）登録同意書・受診調査票（専門医療機関保存用）は貴院にて適切に保管してください。

**【お問い合わせ先】**

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電話 082-513-3078（ダイヤルイン）

F A X 082-211-3006

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

(裏面)

広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録フロー（新規登録用）

登録同意	<p>○ 受検者が肝炎ウイルス検査申込時（検査受検時まで）に、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書」へ署名し、受検機関（県委託検査実施医療機関、県保健所（支所）、市町又は市町委託検査実施医療機関）へ提出します。</p> <p>※ 平成24年度までに受検された肝炎ウイルス検査でキャリアと判定された方で登録を希望される方は、県薬務課、県保健所（支所）又は市町から別途送付する「登録同意書」へ署名します。</p>
------	---



※ 検査でキャリアと判定されたら・・・・・・・・

受診勧奨 かかりつけ医 専門医療機関	<p>○ 県薬務課、県保健所（支所）又は市町から検査結果と併せて次の書類が送付・手交されますので、持参の上、かかりつけ医及び専門医療機関を受診します。</p> <p>ア 広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録同意書（4枚複写）</p> <p>イ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）（4枚複写）</p> <p>ウ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（新規登録用）への記入について</p>
--------------------------	---



かかりつけ医受診	<p>【かかりつけ医へのお願い】</p> <p>1 「受診調査票」中、&lt;かかりつけ医記入欄&gt;に記入してください。</p> <p>2 記入後、「登録同意書」及び「受診調査票」を4枚複写のまま、受診者へお返しください。</p> <p>3 キャリアに対し、専門医療機関を受診するよう、紹介してください。</p> <p>4 キャリアが専門医療機関を受診しましたら、登録同意書・受診調査票（かかりつけ医保存用）が送付されますので、貴院にて適切に保管してください。</p>
----------	--



専門医療機関受診	<p>【専門医へのお願い】</p> <p>1 「受診調査票」中、&lt;専門医記入欄&gt;に記入してください。</p> <p>2 記入後、次の手続を行ってください。</p> <p>ア <u>キャリアへ登録同意書・受診調査票（同意者保管用）を返還してください。</u></p> <p>イ <u>かかりつけ医へ、登録同意書・受診調査票（かかりつけ医保存用）を送付してください。</u></p> <p>ウ <u>広島県へ登録同意書・受診調査票（県提出用）を送付してください。</u></p> <p>エ <u>登録同意書・受診調査票（専門医療機関保存用）は貴院にて適切に保管してください。</u></p>
----------	---



システム新規登録	<p>○ 県薬務課で、肝炎ウイルス検査結果、肝炎治療医療費助成制度の利用の有無、「登録同意書」及び「受診調査票」の記載内容をフォローアップシステムへ登録します。</p>
----------	--



**かかりつけ医の皆様へ****広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）  
【兼 紹介状】への記入について****1 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて**

広島県には、B型肝炎ウイルス（HBV）キャリアが約39,000人、C型肝炎ウイルス（HCV）キャリアが約29,000人（いずれも15歳～69歳）いると推定され、キャリアには自覚症状の無いことが多く、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変やがんへ悪化することが問題となっています。

日本の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVに起因することが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要です。

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標とし、HBVキャリア及びHCVキャリアの方を、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」が連携する「広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制」へ繋げることにより、適切な肝炎医療が提供されることを目的として、広島県が運営しています。

**2 かかりつけ医の皆様へのお願い**

キャリアの方が、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）（以下「受診調査票〔更新登録用〕」という。）」を持って受診されましたら、次のおり対応して下さるよう、御協力をお願いいたします。

ア 受診調査票（更新登録用）中〈かかりつけ医記入欄〉へ血液検査の結果を記入してください。

イ 受診調査票（更新登録用）へ記入されましたら、キャリアの方へお返しするとともに、肝疾患専門医療機関への受診を勧めてください。

※ 受診調査票（更新登録用）は4枚複写になっています。

キャリアの方が肝疾患専門医療機関を受診されましたら、専門医療機関で次の手続きが行われます。

（ア）専門医が受診調査票（更新登録用）中〈専門医記入欄〉へ記入されます。

（イ）キャリアに対し、受診調査票（同意者保管用）が返還されます。

（ウ）かかりつけ医に対し、受診調査票（かかりつけ医保存用）が送付されます。

（エ）広島県へ受診調査票（県提出用）が送付されます。

ウ 専門医療機関から受診調査票（かかりつけ医保存用）が送付されましたら、貴院にて適切に保管してください。

**【お問い合わせ先】**

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局薬務課

電話 082-513-3078（ダイヤルイン）

F A X 082-211-3006

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

**肝疾患専門医の皆様へ****広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）  
【兼 紹介状】への記入について****1 広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて**

広島県には、B型肝炎ウイルス（HBV）キャリアが約39,000人、C型肝炎ウイルス（HCV）キャリアが約29,000人（いずれも15歳～69歳）いると推定され、キャリアには自覚症状の無いことが多く、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ悪化することが問題となっています。

日本の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVに起因することが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要です。

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」は、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標とし、HBVキャリア及びHCVキャリアの方を、「かかりつけ医」、「専門医」及び「肝疾患診療連携拠点病院」が連携する「広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制」へ繋げることにより、適切な肝炎医療が提供されることを目的として、広島県が運営しています。

**2 肝臓専門医の皆様へのお願い**

キャリアの方が、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票（更新登録用）（以下「受診調査票〔更新登録用〕」という。）」を持って受診されましたら、次のとおり対応して下さるよう、御協力をお願いいたします。

ア 受診調査票（更新登録用）中＜専門医記入欄＞へ検査所見・診断結果・治療内容等を記入してください。

イ 受診調査票（更新登録用）は4枚複写になっています。受診調査票（更新登録用）へ記入されましたら、次の手続を行ってください。

（ア）キャリアに対し、受診調査票（同意者保管用）を返還してください。

（イ）かかりつけ医に対し、受診調査票（かかりつけ医保存用）を送付してください。

（ウ）広島県へ受診調査票（県提出用）を送付してください。

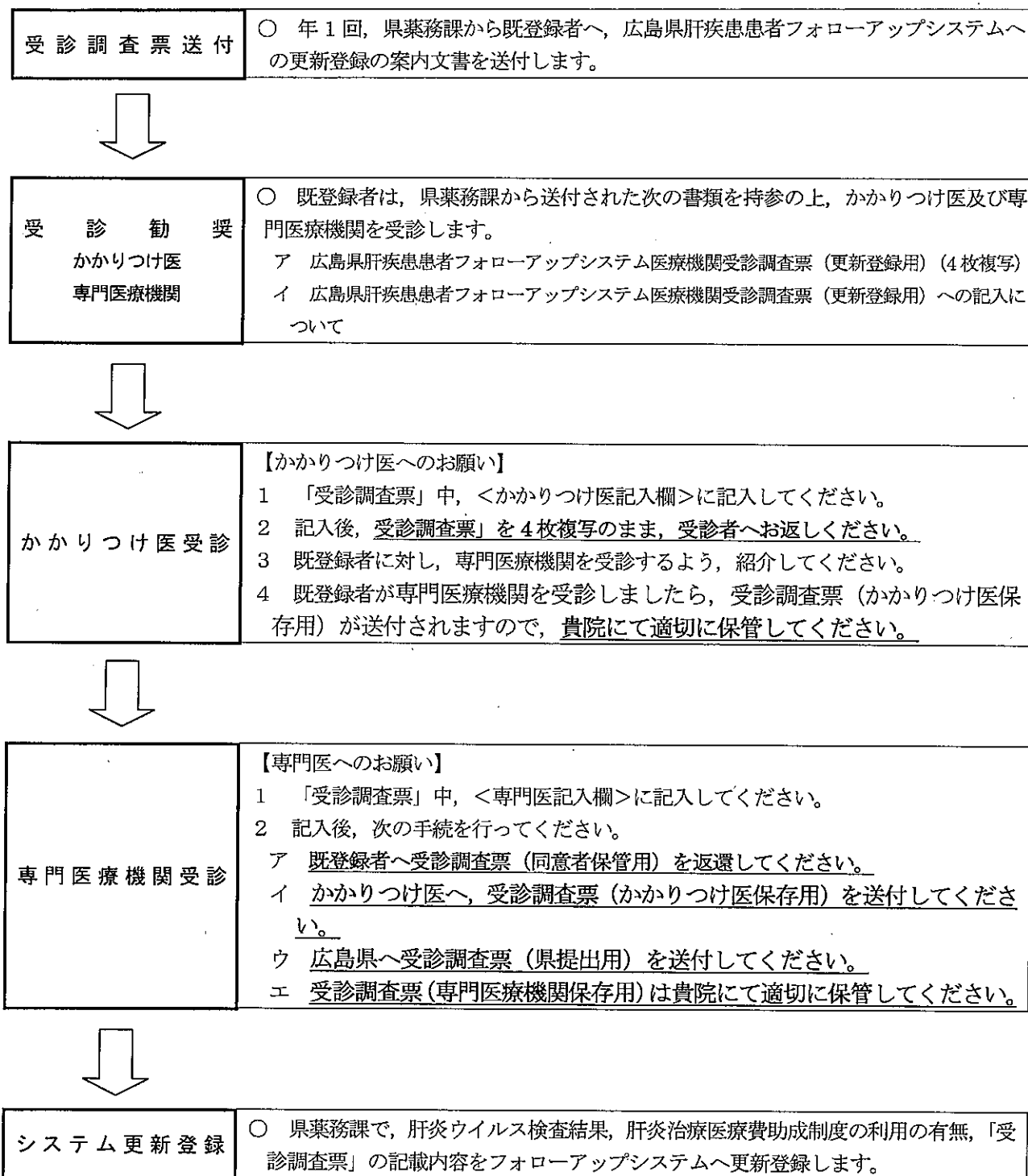
（エ）受診調査票（専門医療機関保存用）は貴院にて適切に保管してください。

**【お問い合わせ先】**

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県健康福祉局薬務課  
電 話 082-513-3078（ダイヤルイン）  
F A X 082-211-3006  
E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

(裏面)

広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録フロー（更新登録用）



広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

氏名

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

ふりがな 氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住所	〒 _____ 電話 ( _____ )		
変更年月日	平成 年 月 日		
変更事項	1氏名 2住所 3その他 ( _____ )		
	(変更前)		
	(変更後)		
備考			

広島県肝疾患患者フォローアップシステム登録辞退届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

氏名

次のとおり、広島県肝疾患患者フォローアップシステムへの登録を辞退しますので届け出ます。

ふりがな 氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住所	〒 _____ 電話 ( _____ )		
辞退の理由	1 治癒・軽快 2 死亡 (死亡年月日 平成 年 月 日) 3 県外転出 (転出先都道府県名 _____ ) 4 その他 ( _____ )		
備考			

平成 年 月 日

健康福祉局長様  
(薬務課)

保健所長  
(支所課)

広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書

このことについては、次のとおりです。

陽性者氏名	調査年月日*1 指導年月日	指導方法 ※ 該当するものに○を 記入すること。	未受診 理由*2	指導内容
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		

\*1 「調査年月日」欄には、システム登録データに記載された調査年月日を記入すること。

\*2 「未受診理由」欄には、次のうち該当する番号を記入すること。

- 1 定期的に経過観察が必要とは知らなかった。
- 2 過去に受診したが、医師から「受診しなくてよい。」と言われた。
- 3 過去に受診していたが、容態が変わらず、受診する必要性を感じなくなったため、受診をやめた。
- 4 受診する機会・時間がない。
- 5 近くに専門医療機関がない。
- 6 体に不調が出たら受診しようと思う。
- 7 どこに受診すればよいか分からない。
- 8 経済的理由により、受診できない。
- 9 治癒した。

様式第5-2号（保健指導実施機関：市町用）

平成 年 月 日

健康福祉局長様  
（薬務課）

保健所長  
（支所課）

広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書の提出について（進達）

このことについて、市（町）から別紙のとおり報告書が提出されました。

別紙

平成 年 月 日

保健所長様  
(支所 課)

市(町) 長  
( 課)

広島県肝疾患患者フォローアップシステム保健指導報告書

このことについては、次のとおりです。

陽性者氏名	調査年月日*1	指導方法 ※ 該当するものに○を 記入すること。	未受診 理由*2	指導内容
	指導年月日			
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		
		面談 電話 その他 ( )		

\*1 「調査年月日」欄には、システム登録データに記載された調査年月日を記入すること。

\*2 「未受診理由」欄には、次のうち該当する番号を記入すること。

- 1 定期的に経過観察が必要とは知らなかった。
- 2 過去に受診したが、医師から「受診しなくてよい。」と言われた。
- 3 過去に受診していたが、容態が変わらず、受診する必要性を感じなくなったため、受診をやめた。
- 4 受診する機会・時間がない。
- 5 近くに専門医療機関がない。
- 6 体に不調が出たら受診しようと思う。
- 7 どこに受診すればよいか分からない。
- 8 経済的理由により、受診できない。
- 9 治癒した。